

確定申告(市県民税申告)

の受付が始まります

くわしくは

所得税の確定申告について…鹿沼税務署 ☎0289-64-2151

市県民税申告について…税務課市民税係 ☎21-5113

鹿沼税務署での確定申告

期間…2月16日(金)～3月15日(木)

午前9時～午後4時

受付会場…鹿沼商工会議所アザレアホール
(鹿沼市睦町287-16)

※上記の期間外は鹿沼税務署で申告してください

※所得税の還付申告は、1月4日(木)から鹿沼税務署で受付を開始します

※土曜・日曜日、祝日を除く

日光市内での確定申告・市県民税申告

期間…2月16日(金)～3月15日(木)

※所得税の還付申告は2月1日(木)から各地域で受付を行います。詳細については「申告のお知らせ」をご覧ください

※土曜・日曜日、祝日を除く

※鹿沼税務署から書類(はがきや申告用紙など)が送付された方は、その書類をお持ちください

申告会場が変更になります

新庁舎建設工事に伴い、申告会場が変更になります。

旧 日光市役所
本庁第3庁舎



新 中央公民館1階 中ホール
(平ヶ崎160番地)
※今市文化会館となり

※その他の会場については「申告のお知らせ」をご覧ください

お間違えないよう
ご注意ください



申告の準備にお役立てください「【申告のお知らせ】はじまります！ 税の申告」

申告に必要な書類や持ち物など、詳細については、今月号の広報と一緒に配布した「【申告のお知らせ】はじまります！ 税の申告」に記載されていますので、準備にお役立てください。また、ご不明な点は、あらかじめ税務署や税務課市民税係に事前にお問い合わせください。



詳しくはこちらをご覧ください。
また、申告の期限間近は大変混雑します。早めの申告にご協力ください

税の申告をしないとどうなるの？

市県民税の課税資料は、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの金額を計算する資料にもなります。

平成29年中に無収入で税法上の扶養になっていない方、収入が障害年金・遺族年金のみの方は、未申告のままだと正確な税額の計算ができず、低収入による保険税(料)の軽減を受けられない場合があります。

収入があるのに未申告だと、さまざまな給付や手当に関わる金額などの正しい算定ができません。

また、公営住宅などの入居や就学、融資のために必要な各種税証明などの発行ができない場合があります(勤務先からの給与支払報告書や日本年金機構などからの公的年金等支払報告書が提出されている場合を除く)。

障害者控除や寡婦(寡夫)控除、忘れていませんか？

市県民税は、障害者控除(本人が障がい者の場合)や寡婦(寡夫)控除などが適用されると、合計所得金額が125万円まで非課税となります。

※勤務先での年末調整や、公的年金などの「扶養親族等申告書」などによって既に申告している場合は、改めて申告をする必要はありません

1. 障害者控除

心身に障がいのある方、または心身に障がいがある親族を税法上の扶養親族としている方は、税額の軽減を受けることができます。適用を受けるには、次の①～⑤のいずれか1つが必要です(平成29年12月31日が基準日)。

①身体障害者手帳(赤色) ②療育手帳(緑色) ③戦傷病者手帳(黒色) ④精神障害者保健福祉手帳(青色) ⑤障害者控除対象者認定書

※障害者手帳(身体・療育)の交付を受けていない65歳以上の高齢者で、身体障がい者または知的障がい者に準ずる方について、介護保険の要介護認定の資料を基に、障害者控除の対象になるかどうかを判定します。対象と認められる場合は、申請により申告時に必要となる「⑤障害者控除対象者認定書」を発行します。申請は市の高齢福祉課、または各行政センター市民サービス係で受け付けています

※青色または白色事業専従者に該当する場合は、税法上の扶養親族になれません

2. 寡婦(寡夫)控除

税法上、配偶者と死別した場合や離別した場合、税額の軽減を受けることができます。適用を受けるためには、一定の要件(下表)があります(平成29年12月31日が基準日)。

表：寡婦(寡夫)控除の適用を受けるための要件

寡婦(①または②のどちらかに該当する方)	①夫と死別もしくは離別した後婚姻しておらず、所得が38万円以下の生計を共にする子または扶養親族がいる
	②夫と死別した後婚姻しておらず、合計所得金額が500万円以下である
特別の寡婦	上の①の条件に加え、扶養親族である子があり、かつ合計所得金額が500万円以下である
寡夫	妻と死別もしくは離別した後婚姻しておらず、所得が38万円以下の生計を共にする子があり、かつ合計所得金額が500万円以下である

ご不明な点をご相談ください ～担当者から～

申告の受付は、市民の皆さんに直接関わる仕事の1つです。受付の際には、税金の仕組みを正しく理解していただけるよう、親切で分かりやすい説明を心掛けたいと思います。

期間中、申告会場は非常に混雑します。待ち時間を少しでも短くしていただくために、事前に申告資料の作成や整理をするなどのご協力をお願いします。

申告についてご不明な点がありましたら、お早めに税務署や税務課市民税係までご相談ください。

